

近年の環境情勢について

昨年10月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は「1.5℃特別報告書」を公表しました。これは、地球温暖化対策に係る2020年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」の2015年の採択時に要請を受けて作成したもので、1.5℃の気温上昇にかかる影響、リスク及びそれに対する適応、温室効果ガスの削減等に関する特別報告書となっています。この「1.5℃特別報告書」も踏まえて、昨年12月に開催された国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）においては、「すべての国に共通に適用されるパリ協定の実施指針の採択」等の成果が挙げられました。

また、本年6月のG20大阪サミットにおいては、パリ協定の実施の重要性について多くの指摘がなされるとともに、海洋プラスチックごみ対策においては、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有し、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持することが確認されています。

生物多様性分野に目を向けると、昨年11月に生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）が開催され、2020年以降の新たな生物多様性の世界目標（ポスト2020目標）に関する検討プロセスの採択等の成果が挙げられました。

我が国においては、昨年12月に気候変動適応法が施行され、「適応」についての取組が進められているほか、本年6月に、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されました。この長期戦略では、最終到達点としての「脱炭素社会」を今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指し、そのためにビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現への取組を今から迅速に実施することとされています。

また、本年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。「3R + Renewable」の基本原則に基づき、2030年までに使い捨てプラスチックの排出を25%排出抑制する等の「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定されています。更に、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とした「食品ロス削減推進法」が同月に公布されています。

環境行政の究極の目標である持続可能な社会を実現するためには、地球温暖化対策を推進することで実現する低炭素社会のほか、循環型社会及び自然共生社会を目指す必要があり、私たちのライフスタイルや事業活動の転換が強く求められています。

本市においては、暑夏となった気候の状況等によりエネルギー消費量の削減があまり進んでいない状況にあります。また、ごみの排出量についても、災害廃棄物による影響を除いたとしても、削減があまり進んでいない状況にあります。今後、エネルギー消費量やごみ排出量の削減のため、市民・事業者によるライフスタイルや事業活動の転換に向けた、さらなる取組が必要です。

また、取組を進めるために、引き続き「第2次環境基本計画 改訂版」、「地球温暖化対策新実行計画改訂版 すいたんのCO₂（こつこつ）大作戦R」及び「吹田市一般廃棄物処理基本計画 後期改訂版」を着実に推進する必要があります。